

奈良県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十七日

奈良県知事 山下 真

奈良県条例第四十一号

奈良県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

奈良県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成二十年三月奈良県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「十万分の三十八」を「十万分の四十一」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。